

平成27年度さいたま市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度さいたま市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	567床
(2) 年	間	入院患者数	170,190人
(3) 年	間	外来患者数	239,598人
(4) 一	日	平均入院患者数	465人
(5) 一	日	平均外来患者数	986人
(6) 主	要	な建設改良事業	
		市立病院ESCO・防災エネルギーセンター更新事業	事業費
			2,248,058千円
		市立病院施設整備事業	事業費
			1,323,450千円
		医療機器等整備事業	事業費
			438,831千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	病院事業収益	14,751,048千円	
第1項	医業収益	13,566,786千円	
第2項	医業外収益	1,184,260千円	
第3項	特別利益		2千円
		支	出
第1款	病院事業費用	14,751,048千円	
第1項	医業費用	14,249,570千円	
第2項	医業外費用	494,436千円	
第3項	特別損失		2千円
第4項	予備費		7,040千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,565,092千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		2,683,691千円

第1項	企業債	2,000,300千円
第2項	出資金	575,610千円
第3項	固定資産売却代金	1千円
第4項	国庫補助金	107,779千円
第5項	県補助金	1千円

支 出

第1款	資本的支出	4,248,783千円
第1項	建設改良費	4,034,395千円
第2項	企業債償還金	214,388千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額(千円)	年 度	年割額(千円)
1 資本的支出	1 建設改良費	市立病院立体駐車場	819,280	平成27年度	682,460
		建設工事		平成28年度	136,820

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
市立病院環境影響評価書作成業務	平成27年度から 平成28年度まで	50,912千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院E SCO・防 災エネルギーセン ター更新事業	1,264,300千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の年度に おける利率と する。)	政府資金等についてはその融 資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものによる。ただし、財政 の都合により据置期間及び償 還期間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えする ことができる。
市立病院施 設整備事業	736,000千円			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 給 与 費 | 7, 1 1 9, 6 8 8千円 |
| (2) 交 際 費 | 4 1 4千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3, 5 0 8, 3 3 2千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	血管造影装置	一式

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人